

平成28年大川市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月7日(水)

開 会 午後4時～午後5時10分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(16人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員	1番	梅崎 隆利	2番	野口 至米子	4番	宮原 晶彦
	5番	石橋 増隆	6番	河野 洋一	7番	古賀 博美
	8番	古賀 林允	9番	龍 靖男	10番	眞崎 直満
	12番	植木 幸治	13番	古川 敬次郎	14番	志牟田 文彦
	15番	佐藤 操				

4. 欠席委員(0人)

5. 付議議題

議案第40号 農地法第3条許可取消について

議案第41号 農地法第3条許可申請について

議案第42号 農地法第5条許可申請について

議案第43号 農地移動適正化あっせん申出について

議案第44号 大川市農用地利用集積計画について

議案第45号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第20号 農地法第18条第6項通知について

報告第21号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第12回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成２８年第１２回大川市農業委員会総会」を開会いたします。
 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

議 長 最初に、議案第４０号農地法第３条の許可取消についてを議題といたします。
 １番から２番について審議をお願いします。
 職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第４０号農地法第３条の許可取消についてご説明いたします。
 議案書の１～２ページをご覧ください。１番と２番については、平成２８年第
 ６回総会時に農地法第３条許可をしていましたが、この農地については、１０
 月２６日競売入札で、落札できなかったため、今回農地法第３条許可取消の申
 請があったものです。ちなみに、落札したのは、平成２８年第５回総会時に農
 地法第３条許可した古賀さんでした。取消理由に問題ないものと考えます。以
 上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
 それでは、１番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
 （「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
 １番の取消申請については、取消することに賛成の委員の挙手をお願いします。
 （全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
 よって、１番は申請どおり取消することに決定いたします。
 次に、２番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
 （「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
 ２番の取消申請については、取消することに賛成の委員の挙手をお願いします。
 （全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
 よって、２番は申請どおり取消することに決定いたします。

 以上で、議案第４０号農地法第３条の取消申請についての審議を終わりました。
 次に、議案第４１号農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。
 １番から２番について審議をお願いします。
 職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第４１号農地法第３条の許可申請についてご説明いたします。

議案書の3～5ページをご覧ください。1番は、譲受人耕作地の隣接地を贈与により取得するもので、譲受人の要望もあり申請されました。譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。

次に、2番でございますが、譲渡人が生活資金のため、全農地を売却するものです。譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、2番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
以上で、議案第41号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第42号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1から3番について、審議をお願いいたします。

1番及び2番については、関連がありますので一括審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第42号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。
議案書の6～7ページをご覧ください。1番及び2番は、農振地域内でおおむね10haの広がりがあり、第1種農地であるが集落に接続しております。また、

この農地は、平成28年10月12日付けで除外許可が出ており、以前は農用地でありました。現在は白地であります。転用目的は、本社事務所及び家具倉庫を建設するものであります。転用申請面積が3,000㎡以上ですので開発行為協議は必要であり、同時許可となります。隣接農地承諾書は有ります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。3番は、同じく農振地域内でおおむね10haの広がり、第1種農地であるが集落に接続しております。所有権移転売買で、第2種社会福祉事業に該当しており、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設又は保育所を建設するものです。隣接農地承諾書は有ります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番及び2番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

辻委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、開発行為協議もありますが、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番及び2番許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1番及び2番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、3番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

河野委員 譲渡人さんより連絡があり、現地確認しており、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

3番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、3番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第42号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第43号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第43号農地移動適正化あっせんの申し出についてご説明いたします。

議案書の8～9ページをご覧ください。1番は、ヤミ小作として貸しており、今回耕作者に売買するものです。2番は、中間管理事業で法人に貸していたが、今回個人の農家に売買するものです。それぞれ農用地であり、あっせんにより売買をするものであります。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1番について、あっせん委員に、古賀林允委員、志牟田文彦委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、1番については、古賀林允委員、志牟田文彦委員に決しました。

2番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、2番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

2番について、あっせん委員に、植木幸治委員、梅崎隆利委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、2番については、植木幸治委員、梅崎隆利委員に決しました。

次に、議案第44号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第44号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書の10～11ページをご覧ください。大川市長より平成28年11月25日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転2件であります。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

はい、9番

龍委員 2番は、売買価格が反当70万円と安いのが、なぜか。

事務局 耕作放棄地だったこともあり、開墾費用を譲受人が負担するとのことで多少安くなっております。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第44号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第44号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、議案第45号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

平成28年11月25日付けをもって大川市長から大川市農業振興地域整備計画の一部変更について当委員会の意見を求められたので、ご審議をお願いします。

議 長 1 番から 4 番について審議をお願いします。

職員に農業振興整備計画の変更について説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 45 号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。議案書の 12～13 ページをご覧ください。内容は、除外 4 件であります。1 番は、分家農家住宅及び通路用地への変更であります。位置については、14 ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。次に、2 番は、農機具倉庫及び農機具洗浄用地への変更であります。位置については、15 ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。次に、3 番は、自宅への通路用地への変更であります。位置については、16 ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。次に、4 番は、コンクリート工場用地への変更であります。位置については、17 ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

除外 1 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外 1 番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、除外 1 番について、同意することに決定いたしました。

次に、除外 2 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外 2 番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。よって、除外 2 番について、同意することに決定いたしました。

次に、除外 3 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外 3 番

について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。よって、除外３番について、同意することに決定いたしました。

次に、除外４番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議 長 ほかに、ご意見なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外４番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。よって、除外４番について、同意することに決定いたしました。

以上で、議案第４５号農業振興地域整備計画の変更については、除外の１番から４番について、同意することに決しました。

次に、報告第２０号農地法第１８条第６項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第２０号農地法第１８条第６項の通知についてご報告いたします。

議案書の１８～２０ページをご覧ください。

９件の届出がっております。中間管理事業に関する合意解約が７件で、利用権設定の合意解約が２件で、解約理由は借り手の変更５件・売買２件・交換２件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

はい、９番

龍委員 中間管理事業で解約したら、地域集積協力金は返還しなくていいのか。

事務局 地域集積協力金については、中途解約しても返還は発生しません。

議 長 その他の委員さん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第２０号を終わります。

次に、報告第２１号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。

農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第２１号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。

議案書の２１ページをご覧ください。

１件の届出がっております。解約理由は転用・贈与でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
皆さん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第 2 1 号を終わります。
以上で、審議を終わりました。
つぎに、署名委員を指名いたします。

1 5 番 佐藤 操 委員

1 番 梅崎 隆利 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、左様決しました。
以上で、第 1 2 回大川市農業委員会総会を閉会いたします。